

「お墓と相続」 第二十五話

(株) 三商 内藤 雄

古くて新しい、そして悩ましい問題です。お墓や仏壇・位牌などの祭祀財産は誰が承継するのか。お墓の承継にはどんな決まりごとがあるのか。わからないことが多く悩みます。そして、自分が死んだ時どうするか。

旧民法では、祭祀財産は家督相続人が独占的に承継したので、もめません。戦後の新民法では、家督相続が廃止され遺産相続に一本化されました。そこで、不動産や現預金などの遺産は、原則として法定相続分で平等に分けることになりました。ところが、祭祀財産は例外とされました。その理由は、(イ) 従来の慣行 (ロ) 国民感情 (ハ) 祭祀財産は分割になじまない、などです。そして、承継は①被相続人の指定②慣習③家庭裁判所の決定の順に決めることになっています(897条)。結局は、当事者の話し合いで決めることになります。

お墓に関しては、3つの問題点があります。

(1) お墓が財産分けと密接にかかわっている。

法律上は、祭祀承継者に相続分の特典はありません。しかし、家督相続の名残から、長男は「オレが本家と墓を継ぐ。だから相続分を多くする。」と主張。他の兄弟姉妹からは、「墓はいいけど、財産は平等だろ。」と反論が出ます。現実には、墓の維持・お寺とのつきあい・年忌の費用にかなりのお金がかかります。被相続人としては、明確に遺言で承継人を指定し、且つお墓の維持のため承継人に相続分を多く指定するか生前贈与することも必要です。争いを予防し、お墓を長く守る対策になります。

(2) お墓の決まりごとがわからない。

そのために不安やトラブルが起きます。「故郷のお寺に先祖代々の墓がありません。私は東京暮らしが長くなり故郷に戻る予定はありません。両親の遺骨だけを東京近郊の霊園墓地に移せますか。」「承継者は、長男でなく次男でもいいでしょうか。」「一人娘が承継人になれるか。」「指定石材店に頼まないといけませんか。」など多くの疑問があります。

墓地の種類には、公営墓地(青山・雑司が谷・小平など)と民営墓地があります。民営には、公益法人による公園墓地と宗教法人による寺院墓地があります。

寺院墓地には、檀家になる必要があるのと必要ないのがあります。

それぞれの墓地の管理は、規則や契約書があるので、個々のケースごとに確認することになります。檀家制をとる古い寺院には規則がないところも多く、住職の判断で決まることがあります。

(3) お墓に対する意識や社会状況が急速に変化し、お墓のあり方が多様化。少子化・非婚化・熟年離婚などによる一人暮らしの人が増加することによって、

承継者がいない場合や、無縁になる不安を解消するため「永代供養墓」が増えています。また、「死んでまで“嫁”をやるのはイヤ。だから夫の家の墓には入りたくない」という考えも増えています。女性の自立意識の高まりは「死後の自己決定権」にまで及んでいます。「一人っ子同士の結婚なので両家墓を建てたい。」というケースもあります。墓石に「〇〇家」と彫らず、「愛」「夢」「和」という故人の好きな文字を入れるだけのケースもあります。自然葬（散骨・樹木葬など）への関心が高まっています。まさに多様化です。

ご先祖あつての私達。墓を守ることも大切です。かといって残されたものに余計な負担をかけたくない。さあ、自分の墓はどうするか。悩ましい問題です。

良質で人気の高い地域情報誌「国分寺マイタウン情報」に、「木漏れ日」というタイトルでコラムを2年間連載させていただいています。このたび、(株)三商のホームページ開設を機にホームページ上にコラムを連載していきます。発行元のYC国分寺様ほかのご好意により、「三商レポート」でのコラムを、引き続き「国分寺マイタウン情報」にも連載させていただくことになりました。ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

(「国分寺マイタウン情報」 <http://www.yc-kokubunji.co.jp>)